

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年10月21日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 開発建設部長 中野 則夫

1. 工事概要

(1) 工 事 名 平成23年度安波ダム外ダム管理用制御処理設備設置工事
(電子入札対象案件)

(2) 工事場所 沖縄県国頭郡国頭村字安波川瀬原1301-22
安波ダム管理支所外2箇所

(3) 工事内容

工 種	種 別	数 量
ダム・堰諸量設備 (機器単体)	安波ダム管理用制御処理設備	1 式
	普久川ダム管理用制御処理設備	1 式
	辺野喜ダム管理用制御処理設備	1 式
ダム・堰諸量設備工	ダム・堰諸量装置設置工【安波ダム】	1 式
	ダム・堰諸量装置設置工【普久川ダム】	1 式
	ダム・堰諸量装置設置工【辺野喜ダム】	1 式
	ダム・堰諸量装置撤去工【安波ダム】	1 式
	ダム・堰諸量装置撤去工【普久川ダム】	1 式
	ダム・堰諸量装置撤去工【辺野喜ダム】	1 式
工場製品輸送工	輸送工	1 式
維持管理	点検	1 式

(4) 工 期 契約締結の翌日から平成28年3月31日まで
うち 設備の機器製作及び据付調整工事に係る履行期間（工期）
：契約締結日の翌日から平成25年3月31日まで
役務の提供として当該設備の点検等の維持管理に係る履行期間
：平成25年4月1日より平成28年3月31日まで

(5) 本工事は、契約を締結した年度を含めた2ヶ年度において、設備の機器製作及び据付調整工事（以下「設備工事」という。）を行い、当該設備について引渡しを行った後、3ヶ年度にわたり役務の提供として当該設備の点検等の維持管理（以下「維持管理」という。）を行う維持管理付き工事の試行対象工事である。

(6) 本工事は、施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認するとともに、施工内容を確実に実現で

きるかどうかについて審査・評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

- (7) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後V E方式の適用工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
- (8) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事は、提出資料、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
- (10) 本工事は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、それまでに落札者がいないときは、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
- (11) 本工事は、開発建設部における過去2年度間の低入札工事の工事成績が一定の点数未満の場合は、総合評価の得点を減点する試行工事である。
- (12) 本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を義務付ける試行工事である。
- (13) 本工事においては、設備工事に係る設備の引渡し時に支払い額を明確にするため、設備工事及び維持管理に係る請負代金額については、受発注者間の協議により合意した金額を総価契約の内訳として契約書に記載するものとする。
なお、内訳の金額が合意に至らない場合は、発注者が定めた金額とする。
- (14) 本工事は、総合評価方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知をする試行工事である。

2. 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄総合事務局における平成23・24年度一般競争参加資格のうち「通信設備工事」の認定を受けていること。かつ、平成22・23・24年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」A、B、C又はD等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格の認定を受けた者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 施工計画が適正であること。
- (5) 過去15年度間（平成8年度～平成22年度）に、次に掲げる工事を元請けとして完成

・引渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員の1社以上が次に掲げる施工実績を有すること。

なお、当該実績が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち次に示す実績にあつては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

① 同種工事：ダム（堰）放流制御設備工の施工実績

- (6) 本工事における設備の製作に係る設計管理、工程管理、検査・試験に関する自らの体制と能力を有すること。また、同種設備について、障害時の支援体制（機器の点検を迅速にできる技術者が沖縄本島内に常駐していること等）を整備し、保守部品の供給体制並びに発注者からの技術的内容についての問い合わせ等に対応する体制を証明できること。なお、障害時の支援体制は24時間の連絡体制を有するものとする。
- (7) 設備工事に係る履行期間のうち、現地での据付調整期間において次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。また、配置予定技術者が、現在他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。（現地での据付調整期間は、平成24年12月から平成25年3月を予定している。）。なお、製作現場（工場）の配置予定技術者（同種工事の資格要件「下記②」を除く。）と据付調整工事の配置予定技術者は同一でなくてもよい。

① 建設業法第26条に規定するものであり、次のいずれかに該当すること。

- (ア) 技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子部門」に係るものとする場合に限る。）の資格を有する者。
- (イ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（通信）及び監理技術者講習修了証を有する者。
- (ウ) 電気通信事業法の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付を受けた後、電気通信工事に関し5年以上の実務経験を有する者。
- (エ) 電気通信工事に関し、高等学校（旧実業学校を含む。）を卒業した後5年以上、大学（旧大学を含む。）もしくは、高等専門学校（旧専門学校を含む。）は3年以上の実務経験を有する者で、在学中に電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者。
- (オ) 電気通信工事に関し10年以上の実務の経験を有する者。
- ② 過去15年度間（平成8年度～平成22年度）に、上記(5)に掲げる工事の現場に従事した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定技術者が施工実績を有すること。また、経験年数は限定しない。

なお、当該工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る工事の経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

④ ①について(ウ)～(オ)の内容で申請する場合は、経歴書（様式自由）を提出すること。

(8) 維持管理に係る履行期間において、次の①又は②の条件を満たす管理技術者を配置できること。なお、条件の中で示す「業務経験」とは通信設備工事又は電気通信施設点検業務の実務経験をいう。

① 主任技術者又は監理技術者に求める資格を有する者。

② 次の(ア)から(ウ)のいずれかひとつの条件を満たす者。

(ア) 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を卒業後、以下に示す期間以上の業務経験を有する者。

大学（旧大学令による大学を含む） 3年以上

短期大学又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校含む） 3年以上

高等学校（旧中学校令による実業学校含む） 5年以上

(イ) (ア)以外の者で、7年以上の業務経験を有する者。

(ウ) 以下のいずれかの資格を有する者で、業務経験が3年以上あること。

技術士（総合技術監理部門（電気電子））

技術士（電気電子部門）

一級電気工事施工管理技士

第一級又は第二級総合無線通信士

第一級又は第二級陸上無線技術士

第一級陸上特殊無線技士

第一種又は第二種又は第三種電気主任技術者

第一種電気工事士

(エ) 配置予定管理技術者は、沖縄総合事務局（国土交通省を含む。）発注の他の点検業務又は運転監視業務の管理技術者を兼務する事が出来る。なお、兼務する場合は、当該年度の手持ち業務量（電気通信施設の点検業務及び運転監視業務の当初請負金額の合計をいう。）において1億円未満かつ4件以下であること（本業務を含み、契約済み及び特定後未契約のものを含む）。

配置予定管理技術者を複数申請する場合は、落札決定後に上記条件を満たすものを管理技術者として特定するものとする。

管理技術者の手持ち業務量は本業務の特定後から履行期間中に上記条件を越えないこととし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下のa～cまでの全ての要件を満たす技術者に交

代させる等の措置請求を行う場合がある。

- a 当該管理技術者と同等の業務実績（入札説明書又は特記仕様書で規定している業務実績）を有する者。
 - b 当該管理技術者と同等の技術者資格（入札説明書又は特記仕様書で規定している資格及び業務経験等）を有する者。
 - c 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者。
- (9) 本工事においては、設備工事に係る履行期間においては主任（監理）技術者及び現場代理人を配置し、維持管理に係る履行期間においては管理技術者を配置すること。
- なお、維持管理に係る履行期間においては、管理技術者が業務の管理及び統括を行うものとし、その期間については主任（監理）技術者及び現場代理人の配置を要しないものとする。
- (10) 沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係除く。）発注工事で当該工種「通信設備工事」における過去2年度の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
- (11) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年8月6日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (12) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者（出向元及び派遣元含む）と資本若しくは人事面（出向及び派遣含む）において関連がある建設業者でないこと。（入札説明書参照。）
- (13) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照。）
- (14) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (15) 資料の提出及び入札等を全て電子入札システムで行える者であること。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
- (16) 競争参加資格確認のため、添付を義務づけた資料の添付がなく、記載内容の確認ができない場合は、書類不備により参加資格の確認が出来ないものとして失格とする。

3. 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する事項

総合評価に関する評価項目は、次のとおりとするが詳細については、入札説明書による。なお、過度なコスト負担を要する（オーバースペックな）提案の場合には、

過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価としない。

- ・企業の基礎技術力等に係る「施工計画、企業の施工実績、配置予定技術者の能力、地理的・社会的条件」を評価する。
- ・施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）を評価する。

(2) 総合評価の方法

① 基礎点

入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には、基礎点として100点を与える。

② 加算点

技術資料の内容に応じて得点を与え、加算点に換算する。なお、加算点の最高点は50点とする。

③ 施工体制評価点

施工体制に関する資料の内容に応じて、施工体制評価点を与える。

なお、施工体制評価点の最高点は30点（品質確保の実効性15点、施工体制確保の確実性15点）とする。

④ 総合評価

価格及び技術資料等に係わる総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、①、②及び③により得られる基礎点と加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) ヒアリングの実施（施工体制の審査）

入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格（入札説明書の別紙を参照のこと。）に満たない者については、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として開札後速やかに、ヒアリングを実施する。また、併せて、調査基準を超える者についてもヒアリング（電話での確認行為）を実施する。

なお、ヒアリングの日時、場所、資料等は入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定は、次の①から③の要件に該当する者のうち、(2)によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

- ① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が基礎点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。
- ③ 提出した施工計画及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。（以下「要求要件」という。）

(5) 評価内容の担保

技術資料に提示された施工計画及び基幹技能者の活用に記載された内容を遵守することについては、契約書に記載するものとする。

受注者の責により評価した内容が満足できない場合は、工事成績評定点を減じる措置を行う。

- (6) その他の詳細については入札説明書による。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
沖縄総合事務局 開発建設部 管理課 契約第一係
電話098-866-0031（内線2526）

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は、平成23年10月21日（金）から平成23年12月22日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 9時00分から17時15分まで。ただし、やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、上記（1）担当部局にて交付するので、あらかじめ連絡すること。なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成23年10月24日（月）から平成23年11月10日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時15分まで電子入札システムにより提出を行うこと。なお、申請書及び資料並びに見積書が、3MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成23年10月24日（月）から平成23年11月10日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時15分まで、上記4(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）必着すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。（ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参すること。）

- ① 電子入札システムによる入札の締め切りは、平成23年12月22日（木）12時00分。

- ② 紙により持参の場合は、平成23年12月22日（木）12時00分。

沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第一係へ持参すること。

- ③ 開札は、平成23年12月26日（月）10時00分

沖縄総合事務局 開発建設部 入札室にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除。

- ② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行那覇支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行那覇支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 沖縄総合事務局開発建設部）をもって契約保証金の納

- 付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料並びに見積書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、上記3に定める方法に従い、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、上記3に定める方法によって算出された評価値をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。（入札説明書を参照のこと。）
- (5) 配置予定監理技術者の確認
落札決定後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
- (6) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照。）
- (7) 本工事に経常建設共同企業体として申請書を提出した場合、その構成員は単体として申請書を提出することはできない。
- (8) 手続における交渉の有無
無。
- (9) 契約書作成の要否
要。
- (10) 当該工事に直接関連する他の工事の契約請負を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
無。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口
上記4(1)に同じ。
- (12) 契約締結後の技術提案
契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。提案が適正と認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

- (13) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記 2 (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記 4 (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには開札の時に
おいて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (14) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての
詳細は、入札説明書による。
- (15) その他、詳細については入札説明書による。